

# 外国人住民のための

ほうりつそうだん  
**法律相談**

日本の生活で困っているかた、日本の法律が分からず、悩んでいるかた、トラブルを抱えているかたはいませんか？

**月に1回、無料で弁護士による法律相談を実施します。**

## ～相談内容～

こんなことを  
相談できます。

**在留資格の更新・変更の手続き、結婚・離婚に関する問題、  
財産分与・相続に関する問題、労働契約・給与に関する問題など**

日時： 相談には、事前の予約が必要です。  
1日3回 13:00~/14:00~/15:00~  
相談時間1回50分 相談は初回の方に限ります。

2026年	4月11日	5月9日	6月20日
	7月18日	8月8日	9月12日
	10月24日	11月21日	12月12日
2027年	1月9日	2月13日	3月13日

場所： かわぐち市民パートナーズステーション  
(川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階)

対応言語： 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語

対象： 川口市在住、在学、在勤の外国人住民

申込み： **事前の予約が必要です。**

**前日の17時までに電話か窓口で予約してください。**

川口市市民生活部協働推進課多文化共生係

TEL：048-227-7607

(火曜日～土曜日 9時00分～17時00分)

